2022 年 10 月 10 日

～毎月 10 日は人権を考える日～

性的マイノリティと性別記載

いま、世界そして日本はダイバーシティ（多様性）・インクルージョン（包摂）社会の実現に向かって大きく動いています。

そして、解決すべき人権課題の中に、性的マイノリティ（性的少数者）の人たちの人権があります。性的マイノリティとは、同性愛や性別に違和感を覚える人々や性同一性障がいなどの人々を言います。以前は、性的マイノリティの人々は、差別の対象となることが多く、「自分らしく」生きることができにくい状況にあったことは間違いありません。電通ダイバーシティ・ラボが２０１５年に行った調査によると、性的マイノリティの割合は 7.6%という結果でした。

私たちは、「性は多様である」ことを再度認識すること、そして、多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、自身の身体に違和感を持つ人もいる現実を認めていきたいものです。

これらの人権課題解決のための方法の一つとして、「性別記載欄」の見直しがあります。左記の写真はアメリカ合衆国のパスポートです。２０２１年から同国では、パスポートに「性別Ｘ」の記載を始めました。自分の性に違和感を持つ人の中には、性別記載欄にどう記載したらよいのか悩んだり、男女のみから選択することへの抵抗があったりして、精神的苦痛を感じる方もいます。そこで、当事者に寄り添った取組が、都道府県や市町村でも始まっています。

性別「X」の発行（アメリカ）
パスポートの性別記載

○　男性　女性
X（X ジェンダー：男性・女性いずれにも属さない性自認を持つ人）を、パスポートの性別記載欄に書くことになった。

「愛媛県行政文書における性別記載欄の見直し指針」から

見直し方法

(1)「性別情報が不要である或いは他の書類で確認できる」など、性別記載欄が削除可能なものは削除する。

(2) 事業の性質上、やむを得ず性別情報が必要な場合は、以下の例示を参照して性別記載方法を工夫する。

（例）・男性、女性の選択を必須とせず、任意記入の旨を記載する。（例 1）
・男女選択方式から自由記載に変更し、未記入も可とする。（例 2）
・戸籍上の性別を記載してもらう。（例 3）など

(3) 県民に交付する文書の性別欄については、性別欄が真に必要なもののみ、現行どおり男又は女と表示するが、性別欄を裏面に移動するなどの配慮を検討する。

※条例等の改正やシステム改修に時間を要するものについては、それまでの間は運用上の取扱いにより柔軟な対応に努めること。
※見直し検討の結果、性別記載欄を現行の表記のままで残す必要があるものについては、必要性について説明し理解・協力が得られるよう努めること。

〔性別記載欄の表記方法の例示〕

〈例１〉
性別〔　男　　女　　回答しない　〕
＊該当に○をつけてください。（記入は任意です。）

〈例２〉
性別（　　）＊答えたくない方は記入不要です。

〈例３〉
ふりがな
■氏　名　〔　　〕
■性　別　〔　　〕
※統計上必要ですので、戸籍上の性別を記入してください。

右記のものは、「愛媛県」の例ですが、西条市も見直しを行い、各課等で検討・対応がされています。いろいろなところで、このような見直しが行われることが大切ではないでしょうか。

今後、「性の多様性に配慮した人権尊重」の取組が進められ、すべての人が「自分らしく生きる」ことができるよう願っています。

西条市人権教育協議会　　西条市人権擁護課